

## 学会決議についての鳥類保護委員会の考え方

日本鳥学会鳥類保護委員会

日本鳥学会は、学会員から提起される鳥類保護に関する事案について、理事会で討議・議決し、その結果を関係者・団体との協議・依頼等に活用しております。つきましては、ここに学会決議の採択基準や手順について、わかりやすい説明を記しておきます。

### ○ 学会決議の手順

学会決議は、鳥類保護委員会での討議、理事会での審議・承認、代議員総会への報告・意見聴取を経て発出されます。代議員総会は、毎年3月に定期総会、8月から9月にかけて臨時総会が実施される想定です。そのため、遅くともこれらの代議員総会が開かれる12週間前（3月の定期総会での決議を想定する場合は12月第1週、8-9月の臨時総会の場合は5月第1週）までに、鳥類保護委員会宛の決議採択依頼状と決議文案を、鳥類保護委員会（鳥類保護委員長、連絡先不明の場合には学会事務局に問い合わせ下さい）に文書で提出する必要があります。これらの文書は、日付や依頼元・依頼先、連絡先などの書式を整えて下さい。なお、提出以前の早い段階で、決議文案提出の意向があることを鳥類保護委員会にご連絡下さい。学会決議として採択されるまでの大まかなスケジュールは下記のとおりです。

#### 【学会決議までのスケジュール】

- ・ 鳥類保護委員会宛の決議採択依頼状と決議文案提出（12月 or 5月）  
鳥類保護委員会による内容確認、決議提案者との情報交換、意見交換
- ・ 事務局への提出（1月 or 6月）
- ・ 理事会への提出（2月 or 7月）  
文案の修正、承認
- ・ 代議員総会での報告、意見聴取後、文書の発出（3月 or 8-9月）

最初の正式な依頼を受けてから、鳥類保護委員会が、依頼内容の妥当性、決議文案の適切さ（鳥学会の立場として）を検討し、必要に応じて、決議提案者と情報交換や意見交換を行います。この過程で、依頼内容を受託できない場合があります。鳥類保護委員会として、依頼内容が受託可能であると判断された場合には、学会として採択可能な内容であり、かつ決議をすることが有効だと考えられる最適な形にするよう、鳥類保護委員会内および決議提案者と相談して訂正を行います。

訂正された決議文案は、鳥類保護委員会からの提案として理事会に提出されます。その後、理事会において検討され、必要に応じて決議文案の内容にさらに修正が加えられるかもしれません。その場合には、鳥類保護委員会と提案者とでさらに検討を行い、理事会との協議が繰り返されることになります。この段階で、理事会において鳥類保護委員会からの提案が否決される可能性もあります。

鳥類保護委員会と理事会とでこうしたきちんとした議論をするためには、時間がかかります。代議員総会の12週間前までに鳥類保護委員会への決議文案提出というのはぜひとも必要と私たちが考える時間です。

理事会で決議案が承認されると、代議員総会にて報告され、意見聴取が行われます。その後、決議文の発出となります。

#### ○ 学会決議の採択基準

次に、鳥類保護委員会で学会決議案として採択する基準について補足します。鳥類保護委員会が提案を採択するにあたって必要条件となることは、

- (1) 提案（責任）者=当事者が明確であること、
- (2) 決議の提出先が明確かつ適切であること、
- (3) 提案者が、学会決議を有効に活用して、その目的を達成する十分な実績と手段を有すると期待されること、
- (4) 提出先に要望する内容が明確であり、学会が決議として採択する適切性、科学的な根拠を得るための具体的な方法、あるいは方法の案があること、です。

(1)は、鳥類保護委員会が、特定の（1人の）方と直接・具体的に提案について検討することができるために必要です。(3)～(4)は、学会決議が、今後、ますます社会的な価値のあるものとなり、後の学会員の活動の役にたつための準備でもあります。ただし、単純にこれはだめ、これはよいという基準は示せません。検討するときの考え方の基本となることは、学会というものが多様な考え方や価値観を科学的な方法によって検討・批判しあえる場であること、学会の活動の柔軟性および多様性を損なわないこと、です。科学というのは、この世界について一つの結論を導き出すような原理ではなく、共通の議論ができるための方法だと考えるとよいでしょう。学会は、それを実践する場の1つでしょう。

例えば、たいへん狭い地域の比較的小さい個体群の、日本全体でみるとそれほど特異的でないような鳥類や環境保護の問題であっても、要望する内容が具体的かつ妥当であり、鳥学会の活動の趣旨に沿うものであると判断されるなら、学会決議として採択する場合もありえます。反対に、世界的に重要な環境や種と認められているものの保護に関する提案であっても、要望内容や説明が曖昧であったり尊大であったり特定の価値観に固執しているような場合には、採択できなかったり、大幅な修正を提案することになるでしょう。大幅な修正が必要な場合には、鳥類保護委員会内と、委員会と提案者の間の議論に長い時間がかかります。

鳥類保護委員会は、過去の経緯も踏まえて、社会に対して責任のある科学者の団体として、また学会決議が「切り札」となりえるように、学会決議の課題とも取り組んでいます。このような学会の仕組みをご理解の上で、ぜひ有効に活用して下さい。